

通学定期券及び回数券の利用に関する諸注意事項について

精華学園高等学校

精華学園高等学校の各学習センターへ通学する生徒は下記の諸注意事項を厳守してください。万一これに違反したときは、学校及び救護施設指定取扱規則に定める処分を受け、各交通機関から承認を受けています「学校指定」を取り消されることがありますので、各学習センターの担当者にあたる方は生徒への周知をお願いします。

通学定期券及び回数券の利用に関する諸注意事項

通学定期券を使用する場合の注意事項（実習用通学定期券を含む）

- ・生徒証を携帯してください
- ・本人以外の定期券を使用しないでください
- ・券面表示事項が不明となった定期券を使用しないでください
- ・使用資格を偽って購入しないでください
- ・使用資格喪失後に使用しないでください
- ・有効期間開始前に使用しないでください
- ・有効期間経過後に使用しないでください
- ・区間の連続していない2枚以上の定期券、又は、定期券と普通乗車券や回数乗車券を使用して中間無札乗車（キセル乗車）をしないでください
- ・定期券の券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用しないでください
- ・係員の承諾を得ないで、券面に表示された区間外を乗車しないでください
- ・偽造した定期券を使用しないでください

回数券を使用する場合の注意事項

- ・生徒証を携帯してください
- ・割引証と引換えに購入した割引乗車券を割引証の記名人以外は使用しないでください
- ・券面表示事項が不明となった乗車券を使用しないでください
- ・無効となる割引証を使用しないでください
- ・券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用しないでください
- ・区間の連続していない2枚以上の普通乗車券や回数乗車券で中間無札乗車（キセル乗車）をしないでください
- ・有効期間を経過した乗車券を使用しないでください
- ・無断乗越しをしないでください
- ・偽造した普通乗車券や回数乗車券を使用しないでください

※学割を適用して通学する際は、上記以外のことであっても利用する交通機関で定められている諸注意事項をよく理解して利用するようお願いします。